

議案第 75 号

関市森林環境譲与税基金条例の制定について

関市森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 26 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市森林環境譲与税基金を設置し、同基金の管理及び処分について必要な事項を規定するため、この条例を定めようとする。

関市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、関市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。